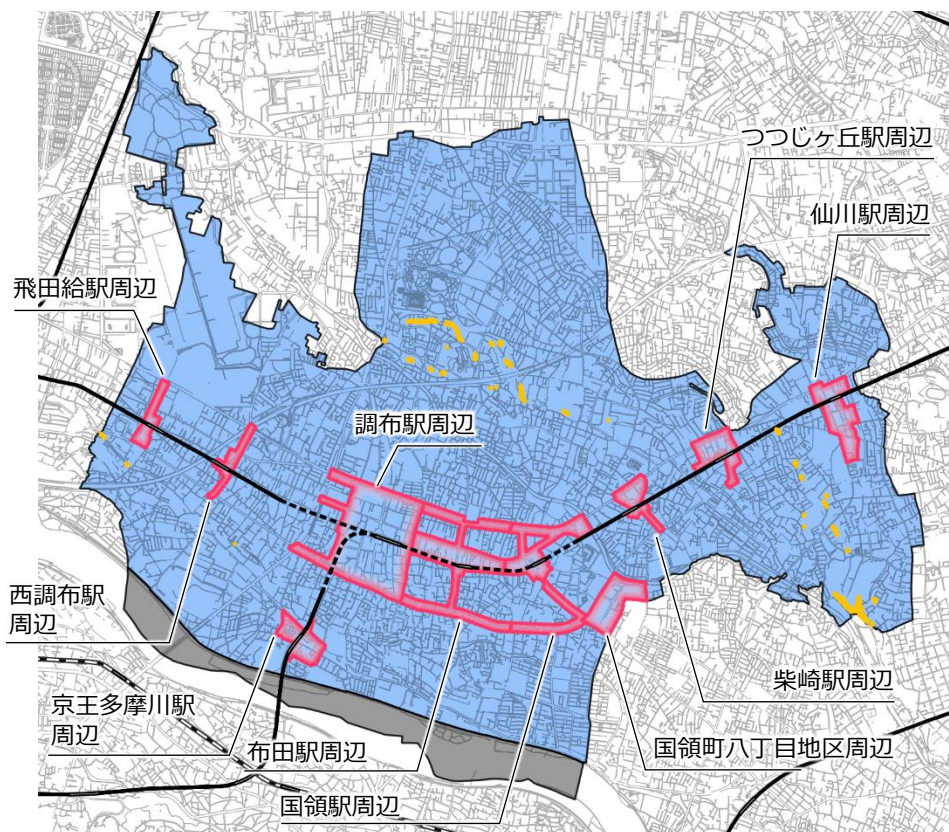


令和5（2023）年9月1日から 立地適正化計画に係る届出制度を開始しました

調布市では、人口減少や超高齢化の進行に伴う様々な課題に対応することを目的に、安全・安心に住み続けられる地域の形成を図る「居住誘導区域」や、にぎわいづくりや暮らしを支える都市機能の集積を図る「都市機能誘導区域」などを定めた「調布市立地適正化計画」を令和5年8月に策定し、同年9月から都市再生特別措置法に基づく届出制度を開始しました。

以下の行為を行う場合は、行為（工事）に着手する**30日前まで**に市に届出が必要です。

届出対象1	居住誘導区域 外 での一定規模の住宅の開発・建築等行為
届出対象2	都市機能誘導区域 外 での誘導施設※の開発・建築等行為
届出対象3	都市機能誘導区域 内 での誘導施設※の休止・廃止



居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、長期的な視点で緩やかに居住を誘導していく区域

都市機能誘導区域

日常生活に必要な医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービス施設の立地誘導を図り、効率的なサービス提供を図っていく区域

土砂災害特別警戒区域 (居住誘導区域外)

建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるとおそれがあると認められる区域

市街化調整区域 (居住誘導区域外)

建物の立地など市街化を抑制すべき区域

届出の詳細確認
や書類の
ダウンロード先

立地適正化計画（都市再生特別措置法）に係る届出
（調布市トップページ → まちづくり環境 → 都市計画・街づくり → 都市計画マスタープラン）

調布市立地適正化計画に係る届出制度

検索



問い合わせ
届 出 先

調布市 都市整備部 まちづくり推進課 （窓口）市役所7階
〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1
TEL:042-481-7453 FAX:042-481-6800 E-mail: keikaku@city.chofu.lg.jp

届出の対象と提出書類

届出対象 1		居住誘導区域 外 での一定規模の住宅の開発・建築等行為	
		開発行為	建築行為
対象行為		3戸以上の住宅建築が目的の開発行為 1戸又は2戸の住宅建築が目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの	3戸以上の住宅を新築しようとする場合 - 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
提出書類 (2部)		- 届出書 (様式第十) - 設計図 - 土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面 - その他参考となる図書	- 届出書 (様式第十一) - 立面図 (2面以上) - 配置図 - 各階平面図 - その他参考となる図書

※届出事項を変更する場合、届出書 (様式十二) 及び各行為の添付図書の提出が必要です。

届出対象 2		都市機能誘導区域 外 での誘導施設※の開発・建築等行為	
		開発行為	建築行為
対象行為		誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 - 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 - 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
提出書類 (2部)		- 届出書 (様式第十八) - 設計図 - 土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面 - その他参考となる図書	- 届出書 (様式第十九) - 立面図 (2面以上) - 配置図 - 各階平面図 - その他参考となる図書

※届出事項を変更する場合、届出書 (様式二十) 及び各行為の添付図書の提出が必要です。

届出対象 3		都市機能誘導区域 内 での誘導施設※の休止・廃止	
提出書類 (2部)		届出書 (様式第二十一)	

届出書等の提出期限は、行為 (工事) に着手する 30 日前まで です。

※ 誘導施設

誘導施設は下表のとおり、市内 10 箇所の都市機能誘導区域毎に設定しています。

区域と誘導施設の種類により、届出対象となるか判断されます。

- 例 1：調布駅周辺での大規模な業務施設の新築 ⇒誘導施設のため、届出対象外
- 調布駅周辺以外での大規模な業務施設の新築 ⇒誘導施設ではないため、届出対象
- 例 2：調布駅周辺・国領町八丁目地区周辺での病院の休止・廃止 ⇒誘導施設のため、届出対象
- 調布駅周辺・国領町八丁目地区周辺以外での病院の休止・廃止 ⇒誘導施設ではないため、届出対象外

都市機能誘導区域		調布駅周辺	仙川駅周辺	つつじヶ丘駅周辺	国領駅周辺	京王多摩川駅周辺	布田駅周辺	柴崎駅周辺	西調布駅周辺	飛田給駅周辺	国領町八丁目地区周辺
誘導施設	市役所	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中央図書館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健センター	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市民ホール	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	映画館	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大規模な業務施設	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出張所	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	病院	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	子育て支援施設	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	総合福祉センター	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	スーパーマーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	銀行、その他金融機関	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	劇場	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	文化交流施設	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	産業支援施設	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	大規模商業施設・複合商業施設	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○

※各施設の定義は、市ホームページの「立地適正化計画に係る届出の手引」を御覧ください。